

市川市保育所等への賃借料支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、賃貸物件において保育所等の運営を行う場合における賃借料の実勢価格と賃借料加算の収入額の乖離分を補助することにより、保育所等の安定的な運営に資するため、予算の範囲内において、保育所等を運営する者に対し市川市保育所等への賃借料支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所に限る。以下「認定こども園」という。）、市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）第28条に規定する小規模保育事業A型を行う事業所（第5条第2号において「A型事業所」という。）をいう。
- (2) 賃借料加算 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第51号に規定する賃借料加算をいう。
- (3) 建物借料 保育所等の運営に係る施設に対する賃借料（共益費及び管理費を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす保育所等を運営する者（社会福祉法人を除く。）とする。

- (1) 市内に設置されていること。
- (2) 賃借料加算の対象となっていること。
- (3) 建物借料の年額が賃借料加算の年額の3倍を超えること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が賃貸借契約に基づき保育所等の運営に係る施設を借り上げる事業（次項において「借上事業」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国が別途定める負担金（子どものための教育・保育給付費国庫負担金を除く。）、補助金及び交付金の対象となっている借上事業は、補助対象事業としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、一の保育所等につき、22,000,000円と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費（建物借料の年額から賃借料加算の年額を減じて得た額をいう。）から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 補助対象経費は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- (1) 認定こども園 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる支給要件を満たし、同法第20条第1項の規定により市の認定を受けた児童に係る利用定員数を全体の毎年4月1日時点の利用定員数（年度の途中で開所する場合は開所日における利用定員数）で除して得た数を当該施設の建物借料の年額に乗じて得た額から当該施設に係る賃借料加算の年額を減じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

- (2) 保育所及びA型事業所 当該施設の建物借料の年額から当該施設に係る賃借料加算の年額を減じて得た額

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、市川市保育所等への賃借料支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に係る建物賃貸借契約書の写し
(2) 賃借料加算の額を計算した書類

3 第1項の申請書の提出は、市長が別に定める期間に行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに、その旨を市長に報告して、その指示を受けること。
(2) 補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告を行ったことにより補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、市川市保育所等への賃借料支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により、速やかに、市長に報告すること。
(3) 前号の規定による報告をしたときは、市長の求めに応じ、同号に規定する仕入控除税額の一部又は全部を納付すること。

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、市川市保育所等への賃借料支援事業補助金交付可否決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(変更等の承認)

第9条 規則第8条の承認を受けようとする者は、市川市保育所等への賃借料支援事業補助金交付申請事項変更等承認申請書（様式第4号）に市長が必要

と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市保育所等への賃借料支援事業補助金交付申請事項変更等承認可否決定通知書（様式第5号）により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市保育所等への賃借料支援事業補助金実績報告書（様式第6号）によるものとする。

- 2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長が賃借料加算の認定をしたことを証する書類の写し

- (2) 賃借料加算の額が算定可能な書類

- 3 市長は、前項第1号に掲げる書類の内容を本市で確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

（額の確定）

第11条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市保育所等への賃借料支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 規則第16条の交付請求書は、市川市保育所等への賃借料支援事業補助金交付請求書（様式第8号）によるものとする。

（交付の特例）

第13条 市長は、補助金を概算払により交付することができる。

- 2 規則第17条第2項の交付請求書は、市川市保育所等への賃借料支援事業補助金概算払請求書（様式第9号）によるものとする。

（補助金の精算）

第14条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた者は、第11条の規定による通知を受けたときは、速やかに、補助金の精算をしなければ

ならない。

（帳簿等の整備）

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

（令和 4 年度における補助金の交付の特例）

2 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に新たに保育所等を開設する者に対する補助金の交付に係る第 3 条及び第 5 条の規定の適用については、第 3 条第 3 号中「3 倍」とあるのは「2 倍」と、第 5 条第 1 項中「22,000,000 円」とあるのは「12,000,000 円」とすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 3 月 9 日から施行し、改正後の市川市保育所等への賃借料支援事業補助金交付要綱及び市川市社会福祉法人保育所等への賃借料支援事業補助金交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の市川市保育所等への賃借料支援事業補助金交付要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の市川市保育所等への賃借料支援事業補助金について適用し、平成 30 年度分までの市川市保育所等への賃借料支援事業補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和４年１２月６日から施行し、第１条の規定による改正後の市川市保育所等への賃借料支援事業補助金交付要綱の規定は、同年４月１日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に存する第１条の規定による改正前の市川市保育所等への賃借料支援事業補助金交付要綱の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。